

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ(案)

- ☐ 労働安全衛生法第88条第4項(労働安全衛生規則第90条第5号の2)の規定による計画の届出
☐ 石綿障害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出
☐ 大気汚染防止法第18条の15第1項の規定による作業実施の届出

を行っております。

石綿障害予防規則第3条第3項及び大気汚染防止法第18条の17第4項及び同法施行規則第16条の4第1号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称:			
届出先及び届出年月日		発注者等(大気汚染防止法による届出者)	
労働基準監督署	平成 年 月 日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
都・道・府・県	平成 年 月 日		
調 査 終 了 年 月 日	平成 年 月 日		
看 板 表 示 日	平成 年 月 日		
解 体 等 工 事 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
特 定 粉 じ ん 排 出 等 の 作 業 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	住所	
調査方法の概要(調査箇所)		元請業者(特定工事の施工者かつ調査者)	
調査結果の概要(部分と特定建築材料の種類)		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
		住所	
		現 場 責 任 者 氏 名	
		連 絡 場 所 TEL	
		を石綿作業主任者に選任しています。	
		調査者(分析等の実施者)	
		氏名又は名称	
特定粉じん排出等作業の方法		住所	
特 定 建 築 材 料 の 処 理 方 法	除去・囲い込み・封じ込め・その他		
集じん・排気装置	機 種 ・ 型 式 ・ 設 置 数		
	排 気 能 力(m³/min)		
	使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)		
	使用する資材及びその種類		
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法			
備考:その他の条例等の届出年月日			
その他必要な事項			